

保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年6月3日

大阪税関長 日置 重人

記

- 許可を受けた者の名称及び住所
関西トランスウェイ株式会社
大阪府和泉市北田中町382番地1
- 保税蔵置場の名称及び所在地
関西トランスウェイ株式会社 南大阪第二物流センター
大阪府岸和田市岸之浦町15番地3
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
1棟 5,157平方メートル
- 蔵置貨物の種類
輸出入冷凍冷蔵貨物及び輸出入一般貨物
- 許可の期間
自 令和8年6月3日
至 令和14年5月31日